

そうごう 総合センターだより

令和2年(2020年)

10

月号

川西市総合センター(川西隣保館・川西児童館)

場所: 〒666-0032 兵庫県川西市日高町1番2号(協立病院の向い)

TEL: 072-758-8398 FAX: 072-758-2132

ホームページ: http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shisetsu/1002909/sogo_list/index.html

高齢者の人権について考えましょう

平均寿命の伸びや少子化を背景に、高齢化が急速に進行しています。総務省の人口推計によると、令和元年(2019年)10月1日現在における65歳以上の高齢者は3588万5千人で、割合は28.4%と過去最高となっており、本市においても高齢者の割合は令和2年3月末の段階で31.2%となっています。

豊かな高齢社会を実現するためには、豊富な知識や経験を持っている高齢者が十分に尊重されるとともに、住み慣れた地域で生活し続けられ、また若い世代とともに地域社会の様々な活動に参加できるよう、社会環境づくりを進めていくことが重要です。

しかし、年齢を理由に社会参加の機会を奪われたり、住宅の賃貸を拒否されるなどの問題が起きるとともに、地域社会や家族関係が大きく変容する中で、虐待や地域からの孤立、高齢者を狙った悪徳商法の発生といった問題も生じています。

高齢者への虐待の例として、親族などが暴力をふるう、暴言を吐く、無視をする、財産を勝手に処分する、介護や世話を放棄するなどがあります。

虐待を受ける方の中には、認知症を患っていたり、日常生活で介護や支援が必要であったりする人が多いことから、認知症や高齢者に対する正しい理解を促進していくことが重要です。

虐待の要因はさまざまですが、家庭内で起きる虐待は介護の負担やストレスが大きな要因を占めていることから、介護者は適切な介護サービスや相談などを利用することにより心身の負担の軽減を図る必要があります。

また、平成18年(2006年)4月から施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」により、地域住民の方が高齢者虐待に気づいた際には、市区町村に通報しなければならないとされています。

高齢者が社会の一員として、いきいきと暮らすためには私たち一人ひとりが高齢者の人権についての認識を深めていくことが大切です。

そうごう 総合センターの相談事業

生活人権相談 毎週 月～金曜日 午前9時～午後5時

保健相談(市保健センター協力事業)

毎月 第1木曜日 午後1時30分～3時 10月1日は中止 11月5日

保健相談は今年度から曜日が変更になりました!

セクマイ相談・学習会 セクシュアル・マイノリティ(性的少数者。性同一性障害、同性愛の人たち

など)の人権相談・学習会です。

毎月 第4木曜日 午後1時30分～4時 10月22日 11月26日

どなたでも相談・参加可能です